

平成23年12月22日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付で請求人に対してした、被保険者であった者(亡)Aに係る昭和〇年〇月〇日を受給権発生の日とする遺族厚生年金につき、平成〇年〇月分以前の年金給付(以下「本件時効消滅分」という。)を支給しないとする処分の取消しを求め、ということである。

第2 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。
- 2 亡Aは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)による老齢年金(以下「旧法老齢年金」という。)の受給権者であったが、昭和〇年〇月〇日に死亡した。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権発生日を昭和〇年〇月〇日とする遺族厚生年金の裁定を行うとともに、平成〇年〇月以前の年金は、消滅時効により支給しない旨の処分(以下「原処分」といい、この支給しないとした部分を「本件時効消滅分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 旧法老齢年金の受給権者が、昭和61

年4月1日以後平成6年11月8日までの間に死亡した場合、その者の死亡の当時において、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者であるとして生計を同じくし、かつ、年額600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならないとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び昭和61年3月31日庁保発第14号、60年改正法附則第72条第1項、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第88条第1項、同条第3項)。

- 2 本件において、請求人の遺族厚生年金の受給権が昭和〇年〇月に発生したが、それについて裁定請求がされたのは平成〇年〇月〇日であったことについては、本件資料上明らかであり、当事者間にも争いがないと認められるところ、平成19年法律第111号による改正前の厚年法第92条第1項は、保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって、消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨をそれぞれ規定している。したがって、本件遺族厚生年金の受給権が発生したのは昭和〇年〇月であり、請求人がその給付を請求したのは同年から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であるから、本件遺族厚生年金の受給権は、裁定請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者は、このような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期日ごとに発生する遺族厚生年金の支給を受ける権利(以下「支分権」という。)のうちの

平成〇年〇月以前分については、会計法の上記規定により、5年の経過をもってこれを支給しないものとし、平成〇年〇月以降分についてはこれを支給するとしたものであって、原処分は、上記各法令の規定に則ってされたものということができ、もとより、妥当なものといえることができる。

- 3 これに対して、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件遺族厚生年金の裁定請求をしているとして、本件時効消滅分は時効により消滅してはいないというものであるが、仮に、請求人が主張する遺族厚生年金の裁定請求が事実として認められるとすれば、平成〇年〇月分以降の支分権については、消滅時効期間が経過しておらず、時効消滅するに由なきこととなる。したがって、本件の問題点は、この請求人の主張を理由あるものとして採用することができるかどうかということになる。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によると、以下の事実を認定することができる。

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付の「年金請求遅延に関する申立書」において、請求遅延の理由を以下のとおり申し立てている。遺族年金請求時、長男の生活援助を受け、所得の申告をせず、当非課税証明書の有効期限が過ぎ、当年度の取得が出来なかった為、今時点迄相談に伺うことが出来ませんでした。

(2) 再審査請求代理人であるB（以下「代理人」という。）は、平成〇年〇月〇日に、〇〇社会保険事務所（当時）に出向き、請求人に係る遺族厚生年金の受給相談をしたうえで、当日急ぎ区役所で除籍謄本等必要書類を取り寄せたが、非課税証明書のみ取得できなかったため、「カウンター越しに大変いやな思いをし、門前払いでした。」と主張し、当審査会に対し、平成〇年〇月〇日に交付された亡Aの除籍謄本及び戸籍の附票並びに平成〇年〇月〇

日に交付された請求人の住民票等を、資料として提出した。

- (3) 代理人は、厚生労働大臣に対し、平成〇年〇月〇日（受付）に、請求人のためにすることを表示して、遺族厚生年金の裁定請求をしたが、その際には、請求人の昭和〇年の非課税証明書が取得できないため、その代わりとして、請求人に係る平成〇年度から同〇年度までの課税証明書または非課税証明書（計6枚）及び以下のとおり記載され請求人が署名捺印した申出書を添付し、裁定請求書を提出した。申出書昭和〇年度（平成〇年分）の非課税証明書については、5年を経過している為に交付されませんでしたので、平成〇年度（平成〇年分）～平成〇年度（平成〇年分）を提出いたします。なお、昭和〇〇年度の年収は600万円未満であることを申し立てます。

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 請求人は、過去に非課税証明書がないため、裁定請求できなかったことについて、「何故今回の様に代用処置の助言をしてくれなかったのか大変残念です。」と述べ、上記1の(2)のとりの資料を提出して、平成〇年〇月〇日には、遺族厚生年金の受給申立をしたことを示すものとする資料を添付して「遺族厚生年金を当初の平成〇年度に遡り支給される様願います。（「審査請求書」における「審査請求の趣旨及び理由）」と主張するところであるが、代理人が平成〇年〇月〇日に、社会保険事務所へ出向き、遺族厚生年金の裁定請求書を提出しようとしたことは認めることができるが、実際にこれを提出した事実を認めるに足りる資料の提出はなく、代理人が平成〇年〇月〇日に遺族厚生年金の裁定請求を行ったと認めることはできない。

(2) 一般に、被保険者が保険者の十分ではない説明・指導に従って一定の行為に出たため、結果としてその経済的

利益が損なわれたといえるような場合、保険者の上記の説明・指導が、行政実務の分野においても適用されると解すべき信義則の法理にもとることが明らかであると認められるときは、この説明・指導に従ってなされた行為に係る処分が関係法令にのっとったものであるからといって、これをそのまま維持するのは相当とはいえないと認めるべき場合も考えられないではない。そこで、この観点から本件を見ると、前記1の(2)に記載したように、代理人は平成〇年〇月〇日に、社会保険事務所(当時)に遺族厚生年金の相談に行き、必要書類等を取り寄せたが、非課税証明書だけ入手できなかったため、遺族厚生年金の裁定請求書を提出するに至らなかったところであるが、このときの保険者の説明・指導の詳細が不明であり、前記の信義則の法理に基づいて、本件遺族厚生年金の裁定請求を平成〇年〇月〇日にされたものとして扱うことも許されないものというべきである。

- (3) 以上のことから、請求人の主張は、失当であって、これを理由があるものとして採用することはできない。よって、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。